一般廃棄物処理業許可証

許可番号第 9 号
令和８年４月１日

住　所　広島市西区中広町 3-25-8
　　株式会社東洋クリーナー
氏　名　代表取締役　清貞　裕　様

坂町長　吉　田　隆　行　印

令和８年２月１６日付けで申請の一般廃棄物処理業（更新）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、次のとおり許可します。

事業所の所在地	広島市西区中広町三丁目２５番８号
事業所の名称	株式会社東洋クリーナー
取扱う一般廃棄物の種類	固形状一般廃棄物
事業の範囲	収集・運搬
営業の区域	坂町全域及び、海田町の区域に係る一般廃棄物の安芸クリーンセンターへの運搬に限る。
許可期間	令和８年４月１日から 令和 10 年３月３１日まで

（許可条件）

１　許可業務の遂行にあたつては、関係法令及び条例、規則に定める事項を遵守し、誠意をもつてこれに専念すること。

２　業務上における関係住民からの苦情等については、自ら責任をもつて処理すること。

３　この許可証は、事務所内の見えやすい所に掲示すること。